

## 令和5年度八戸市少年相談センター運営協議会会議録

開催日時：令和5年6月8日（木）午後1時30分から午後2時47分まで

開催場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員：8名

細越委員、工藤委員、高橋委員、若松委員、田島委員、横濱委員、小笠原委員、松森委員

事務局：齋藤教育長、梅内課長、甲地副参事、石田主任指導主事、宮武主幹、河村主事、鳴海主事

会議内容：下記のとおり

（司会）

皆様本日はお忙しい中御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今から令和5年度八戸市少年相談センター運営協議会を開会いたします。

本日司会を務めさせていただきます、教育指導課青少年グループの石田純也と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

はじめに、今年度新たに委員に御就任なさいました皆様に、委嘱状を交付いたします。教育長齋藤信哉から委嘱状を交付します。お名前をお呼びいたしますので、その場に御起立願ひます。お受け取り後は、再度御着席願ひます。

三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室長青森県八戸児童相談所所長細越亜起子様。

（教育長）

※ 出席した新委員に委嘱状を交付。

（司会）

皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは改めまして、本日御出席の委員の皆様を御紹介いたします。お名前をお呼びいたしますので、その場に一旦御起立願ひます。

三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室長 八戸児童相談所 所長 細越 亜起子様。

八戸地区少年警察ボランティア連絡会 会長 工藤 良弥様。

八戸地区保護司会 会長 高橋 芳久様。

八戸市青少年生活指導協議会連合会 会長 若松 隆三様。

三八地区高等学校生徒指導部会 部会長 田島 博文様。

八戸市中学校長会 横濱 由紀様。

八戸市小学校長会 小笠原 一彦様。

八戸市少年相談センター 八戸市少年指導員 松森 成子様。

続きまして、教育委員会事務局を紹介させていただきます。

教育長の齋藤信哉でございます。

教育指導課長の梅内太郎でございます。八戸市少年相談センター所長を兼務しております。

教育指導課副参事の甲地由樹でございます。同センター副所長を兼務しております。

(司会)

なお、本日は委員8名が出席し、定足数を満たしておりますので、会議が成立することを御報告させていただきます。

ここで、八戸市教育委員会を代表して、齋藤教育長から皆様に御挨拶させていただきます。

(教育長)

改めまして、今年の4月1日に教育長を拝命いたしました齋藤と言います。どうぞよろしくお願いいたします。

これから御挨拶する前に、歴代の教育長がこれまで「こどもの命最優先」ということを教育施策の最優先としていましたが、私もその思いを継承して皆様とともに八戸市の子どもの命をしっかりと守っていきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。それでは一言御挨拶いたします。

本日は御多用の中御出席いただき、ありがとうございます。日頃より当市の教育行政に深い御理解と御協力をいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

また、本日御出席の委員の皆様には、今年度、新たに少年相談センター運営委員をお引き受けいただきました。どうぞ、よろしくお願いいたします。

さて、我が国におきましては、少子化や核家族化、地域のコミュニティの希薄化、さらには最近の新型コロナウイルス感染症に伴う自粛生活などが背景となり、これらが生きづらさとして現れ、育児放棄や児童虐待事案の増加につながっていると指摘されております。

また、スマートフォンの普及により、子どもたちがSNSに触れることが当たり前となった昨今、SNSを介して児童生徒間の誹謗中傷やいじめが発生したり、犯罪目的による子どもの誘い出しや自殺幫助の入り口にもつながったりしているなど、子どもに悪影響を与える負の一面も露呈し始めております。

このような厳しい社会情勢の中では、子どもが出す小さなSOSに、私たち大人が少しでも早く気づき、適切に対応していくことが重要です。

本日御出席の皆様は、子どもを守るためのセーフティネットとして、日ごろから子どもの健全育成に取り組まれている方々ですが、皆様方の存在は、今後ますます重要となっていくものと思われまます。

今年度も八戸市少年相談センターといたしましては、少年の非行を防止し、健全に育成するという責務を果たしていくため、皆様方と連携を密にして情報共有に努め、少年指導員の方々とより効果的な街頭指導を実施していくほか、少年相談には親身で温かな姿勢であたり、問題解決に向け、粘り強く取り組んでまいります。

本日は、当市における少年の非行防止と健全育成に向けた教育行政について、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと存じます。

将来を担う青少年の、明るく、そして活力ある未来のため、今後変わること

のないお力添えをお願い申し上げ、私からの挨拶とさせていただきます。

(司会)

それでは、これより協議に移りますが、今回の協議会は、今年度、新たに委員となられた皆様による最初の開催となりますので、まずは組織会を開催し、会長及び副会長を選出していただければと思います。

会長が決定するまでは、教育長が議長を務めさせていただきます。

(教育長)

それでは、会長及び副会長が決定するまでの間、議長の職務を代行させていただきます。

会長及び副会長の選出につきましては、八戸市少年相談センター運営協議会規則第4条第2項により、委員の互選で選出されることとなっております。委員の皆様、新たな会長及び副会長の選出について、御意見ありませんか。

特になければ、事務局から意見を聞きます。

(事務局：所長)

はい。事務局といたしましては、

会長は八戸市中学校長会の横濱由紀様に、副会長は八戸市青少年生活指導協議会連合会若松隆三様にそれぞれお願いしたいと考えております。

(教育長)

ただ今の事務局からの提案について、皆様、御異議等ございませんか。

(各委員)

ありません。

(教育長)

横濱様、若松様、会長及び副会長への御就任をお願いしてよろしいでしょうか。

(横濱委員、若松委員)

はい。

(教育長)

お二方の御了承がいただけましたので、横濱様の会長、若松様の副会長就任を決定いたします。

会長及び副会長が決定いたしましたので、議長の代行を終えさせていただきます。御協力、ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、組織会を終了いたします。ここで教育長は、公務のため退席となります。

※ 教育長退席

それでは、協議の再開に先立ちまして、資料の御確認をお願いします。資料は事前送付しております資料1から資料5までの資料となります。

なお、各委員の机にあらかじめ配布しております資料4「令和5年度八戸市少年相談センター活動方針(案)」につきましては、本日の議案で審議していただく資料となります。

それでは、協議を再開いたします。横濱会長、議長席をお願いいたします。  
(議長)

先ほど会長に選出されました横濱です。当協議会の規則に基づき、これより議長を務めさせていただきます。皆様の御協力をお願いいたします。

それでは協議に入ります。協議の(1)、令和4年度八戸市少年相談センターの事業について、事務局から説明願います。

(事務局：副所長)

はい。それでは私から御説明します。説明資料は資料1から資料3までとなります。まずは資料1を御覧ください。

当センターでは、少年の非行防止と健全育成を図ることを目的に、年間を通じて様々な活動に取り組んでおり、資料1には令和4年度の活動が記載されています。

当センターの主な活動といたしましては、八戸市少年指導員の皆様を中心として行われる巡回指導と、八戸市内の児童生徒等を対象としたいじめ・不登校・養育問題といった相談業務があります。

このほか、小・中・高の生徒指導を担当する先生方との情報共有を図る研修会への参加、不法看板の撤去や通学路における防犯カメラの設置といった「社会環境の浄化・整備」を目的とした活動等が挙げられます。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、10月まで巡回指導等の一部の活動が大きく制限されましたが、巡回指導方法を変更するなどして柔軟に対応いたしました。

次に、資料2を御覧ください。

青森県では、「青森県青少年健全育成条例」に基づく施策として青少年を取り巻く社会環境の浄化活動に取り組んでおります。本資料は、八戸市における一斉調査の推移、現状について取りまとめたものとなります。

調査は、令和4年6月から同年12月までの間、条例に基づく立入調査員と青森県青少年健全育成推進員が、有害図書類等を収納している自動販売機の設置場所に赴いて現状を確認したり、書店や古物商等の対象店舗に立ち入ったりするなどして行われております。

調査対象は、資料2の「4 調査対象」に記載された7業態です。業態ごとの現状等について御説明いたします。

(1)、有害図書類等収納自動販売機は、八戸市内の3か所に10台が設置されています。

内訳は白銀地区に4台、尻内地区が2台、是川地区が4台となっています。

これら販売機は、平成29年度の調査時から設置箇所、台数に変動はありません。

いずれも、トタンで囲われていたり、直近の道路からは内部を見通せないよう設置されているなど一定の配慮はなされています。

今後も現地調査を継続し、配慮がなされていない状況があれば、適切に指導、または撤去に向けた活動に取り組んでまいります。

次に、資料2の2ページをご覧ください。

(2)、ビデオやDVDの自動貸出機は、現在県内には設置されておられません。

次に、(3)、有害図書類等を取り扱う一般書籍販売店は市内に12店舗となっています。

青少年への配慮のため、有害図書類等を取り扱う店舗が条例により努力義務として課せられている3点の措置については、12店舗中2点に欠ける店舗が1店舗、1点に欠ける店舗が1店舗、調査により把握されております。

次に、(4)、有害図書類等を取り扱うスーパー・コンビニエンスストア等の店舗数は、80店舗となっています。青少年への配慮である3点の措置については80店舗中、3点に欠ける店舗が1店舗、2点に欠ける店舗が2店舗、1点に欠ける店舗が7店舗、調査により把握されております。

資料2の3ページをご覧ください。

次に、(5)、DVD等の貸出、販売店の店舗数は11店舗となっています。青少年への配慮である3点の措置については全店舗配慮されておりました。

(6)、コンピューターソフト販売店は、5店舗となっています。青少年への配慮である3点の措置については、5店舗中1点に欠ける店舗が1店舗、調査により把握されております。

(7)、個室カラオケ営業店は9店舗となっています。全店舗で酒類を提供していますが、販売は対面で行われています。また、たばこは2店舗で販売されていますが、全て監視機能付きの自動販売機で販売されているなど青少年に対する配慮がなされております。

このほか、全店舗が条例の規定を遵守し、深夜の立入を制限しております。

以上、資料2についての説明でございますが、有害図書類等を取り扱う一般書籍販売店等につきましては、今後、当センターでも現地調査を行い、改善がなされていない場合は、店舗や管理者側に対策を講じることを要請し、配慮を求めてまいります。

また、個室カラオケ営業店につきましては、青少年に対する配慮が十分に講じられているものの、店側の目が届かない個室で飲酒・喫煙といった非行が行われる恐れもありますので、巡回指導時における声掛けや、八戸警察署との連携強化、情報共有等を通じて、本業態に関わる非行の未然防止に努めてまいります。

続きまして、資料3「青少年だより」を御覧ください。この資料は、当センターの主たる活動である巡回指導の実施状況と、少年相談の受理状況を取りまとめたものとなります。

はじめに、第1の「令和4年度中における巡回指導の実施状況等について」をご覧ください。

巡回指導の実施主体は、八戸市少年指導員の皆様で、地区青少年生活指導協議会の方、市立小・中学校PTAの方等で構成される87名と、教育委員会教育指導課員が、巡回指導に当たっています。

先に説明を申し上げましたように、令和4年度は、新型コロナウイルス感染

症の影響により、実質的に令和4年10月まで活動休止が続くなど、その活動が大きく制限されました。

こうした状況に加え、夜間市街地を出歩く非行少年数の減少や、スマートフォンの普及による少年の生活スタイルの変容といった社会情勢も後押しし、巡回指導の方法を、より効果的・効率的な方法に見直すこととしました。

見直しにあたっては青森県警察も推奨する「ながら見守り」の要素を取り入れました。

資料3の1ページ枠内に記載のとおり、実施時間を児童生徒の下校・帰宅・塾帰りの時間帯である14時から22時の間とし、実施場所についても、市中心街だけでなく、少年指導員の皆様の居住区域の小・中学校の学区及びその周辺も可能としました。そして、少年指導員の皆様の居住区域の実態に基づいて、少年指導員の皆様が個別に開始時間や巡回場所を決められることとし、柔軟に対応可能な実施方法としました。

さらに、指導項目についても見直しを図り、青少年の健全育成に向けて教育委員会が取り組んでいる「あいさつ運動」推進事業の一環として「挨拶含む声掛け」の新規項目、登下校中の交通事故防止対策として「道路遊び等への注意指導」「自転車マナー指導」の新規項目、ため池や用水路に落下して亡くなった痛ましい事案の報道等を踏まえた「危険場所での遊び等の指導」の新規項目を新設しました。

また、少年指導員の皆様が作成する活動日誌は、定期的に各小・中学校にフィードバックし、地域の危険箇所等の貴重な地域情報を、学校職員と情報共有し、学校現場で児童生徒への指導に活かすことができる仕組みを作りました。

こうした変更を踏まえ、令和4年11月より新たな巡回指導方法によって、巡回指導を再開しました。

資料3の2ページをご覧ください。

(1)、巡回指導実施結果についてですが、このグラフは、令和4年度中に、少年指導員の方から指導や声掛けされた少年数を表しています。

令和4年11月から実施方法を変更していますので、令和3年度までのデータについては参考としてください。

令和4年度中、市内で指導員から指導や声掛けを受けた少年は3049人でした。

資料3の3ページをご覧ください。

実施結果を学識別に分析したものです。

グラフのとおり、小学生が1797人と最も多く声掛けされており、中学生・高校生はほぼ同数という結果でした。

資料3の4ページをご覧ください。

実施結果を行為別に分析したものです。

グラフのとおり、「挨拶含む声掛け」を受けた少年が最も多く、次いで「道路遊び等の注意指導」「自転車マナー指導」の順でした。今回、秋季から新たな巡回方法で実施したため、冬期間の「自転車マナー指導」等は低調となって

いますが、令和5年度はヘルメット着用の努力義務化といった自転車マナー指導で、指導回数が増えるものと予想されます。

今後の方針につきましては、現在のところ、新たな巡回指導の方法で特段の混乱なく推移していることから、新たな巡回方法を継続していきたいと思えます。

市中心街につきましても、引き続き、教育指導課員をはじめ、居住する少年指導員の方とともに街頭指導を継続していきます。

少年指導員の皆様の活動日誌を見ると、居住地に精通する指導員ならではの危険箇所やたまり場を巡回したり、そういった情報を学校と情報共有しており、意欲的に巡回に取り組んでいる様子が分かります。

なかには、巡回を通して、児童生徒と心温まる交流をしている少年指導員の方もいます。こうした「子どもを見守る大人の目」を巡回指導を通して各地で育むことができると考えています。

次に、6ページから始まる「令和4年度中における少年相談の受理状況等について」を御覧ください。少年相談の受理体制については、1のとおりとなっております。

続きまして、2、少年相談受理状況等の(1)、少年相談受理状況について御説明いたします。

令和4年度中に当センターが受理した少年相談の件数は、前年比－7件の46件でした。相談方法の内訳は、来所での相談が3件、電話での相談が43件でした。

次に(2)、受理した相談の分析について御説明いたします。

7ページをご覧ください。

学識別に見ますと、小学生を対象とする相談の受理件数は20件、中学生を対象とする相談の受理件数は17件、高校生を対象とする相談の件数は8件でした。その他1件は、匿名成人男性からの電話で、十年以上前の要点不明の問い合わせを計上しています。

内容別に見ますと、「学業・職場問題」に関する相談が31件、「家庭問題」に関する相談が15件、「非行問題」「健康問題」に関する相談は0件でした。

相談が最も多く寄せられたのは、「学業・職場問題」の「不登校」に関するもので、18件でした。学識別では、小学生対象が5件、中学生対象が9件、高校生対象が4件でした。

次いで、「学業・職場問題」の「怠学」4件、「いじめ」3件の順に相談が寄せられました。

今後の方針につきましては、令和4年度、当センターに寄せられた相談は、「不登校」に関する相談が全体のほぼ半数を占めている状況や、相談者本人でなく、精神的に不安定な保護者からの一方的な主張とも捉えられる相談がある現状を考えると、家庭の閉塞感が子どもたちに少なからず影響を与えている可能性も考えられるため、相談を通じて、子どもを取り巻く周囲の環境をできる限り把握し、相談者に寄り添いながら解決に導く必要があると考えています。

以上で協議の(1)、令和4年度八戸市少年相談センター事業についての説明を終えさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。協議の(1)に対するこれまでの事務局の説明に対し、何か質問等、ございますか。

(工藤委員)

はい。少年警察ボランティアの工藤です。

3ページの分析の中で、指導員からのあいさつ含む声掛けとありますが、これも指導の一つとしているんですか。

(議長)

あいさつ含む声掛けについて、事務局から回答をお願いします。

(事務局：副所長)

はい。教育委員会ではあいさつ運動推進事業を行っているのですが、もともと指導員による巡回指導はあいさつから始めるということで進めてきました。

活動方針にも記載していますが、大人が見守る地域の目を育てていきたいという考え方から、あいさつを通して地域や子どもを育てるということで指導項目に入れていきます。

各地であいさつをしながら見守っている大人がいるんだよということをアピールすることで、将来的に子どもの印象に残って、その子どもが大人になったときにどんどんあいさつの輪を広げていければなと思っています。

(工藤委員)

子どもはどれくらい挨拶を返してきていますか。

(事務局：副参事)

活動日誌を見る限りだと半々という感じですが、当初は指導員から声掛けしたものが多かったものの、最近の日誌をみると、子どもたちから声を掛けられることが多くなったとの記載を目にすることが多くなりました。

(工藤委員)

いいことですね。

(議長)

はい。他に質問等ございますか。よろしいでしょうか。それでは引き続き、協議の(2)、令和5年度八戸市少年相談センター活動方針について、事務局から説明願います。

(事務局：所長)

それでは、私から御説明させていただきます。

まず、あらかじめ送付しました資料のうち、「資料4」を御覧ください。

この資料には、令和4年度の活動方針を踏襲したものが記載されております。さきほど事務局副所長から説明のあったとおり、八戸市少年指導員による巡回指導の実施要領が変更になったことや、相談業務では非行少年だけでなく、保護者等からのいじめやしつけ等の相談も扱うことが多くなってきた背景があり、この活動方針の一部の用語を変更する必要が生じました。



そこで、一部の用語を修正したものが、本日お配りしました「資料4 令和5年度八戸市少年相談センター活動方針（案）」となります。

修正の具体的な内容については、

- 少年指導員の方が、居住する学区等を巡回することになったことに伴い、活動方針で、主な活動場所を「市街地等」としていたものを「市内各地」に変更し、「街頭指導」の呼称も、「巡回指導」に変更したこと
- 非行少年に限らず、道路沿いでの遊びや自転車マナー違反といった危険行為を行う少年に対しても指導することを明記するため、「危険行為等を行う少年」の文言を追加したこと
- 非行少年に限らず、いじめやしつけの相談も扱うことが多くなってきたため、「非行少年」の文言を「少年等」に変更したこと

等の点を修正しております。

それでは、本日お配りしました新たな活動方針について、これから御説明します。

まず、基本方針についてですが、当センターの設置目的である少年の非行防止と健全育成を推し進めるため、「市内各地の巡回指導を行い、非行少年や危険行為等を行う少年の早期発見・指導に努めるとともに、親身な相談活動と関係機関・団体等との緊密な連携により、少年等が抱える問題の早期解決と立ち直りに向けた活動に取り組んでいく。」といたしました。

また、令和5年度はこの基本方針のもと、次の5つの活動に重点的に取り組むことで実績の向上に努めてまいります。

1つめは、「巡回指導の充実」です。

新たな実施要領に基づき、今年度も非行少年や危険行為等を行う少年の早期発見や早期指導のために、八戸市少年指導員の皆様とともに、市内各地において、巡回指導に取り組んでまいります。また、指導や声掛けを行う際は、あいさつ等を行うことで、少年に安心感を与えるよう、努めてまいります

2つめは、「八戸市少年指導員の資質・技術向上」です。

当センター職員と少年指導員の皆様との共通理解を高め、資質や技術の向上のための各種研修会等を開催するなど、非行防止や青少年健全育成への意識高揚を図ってまいります。

3つめは、「少年相談の充実」です。

少年相談を受理する際は、相談者が心情を吐露しやすい雰囲気作りに配慮し、相談者の気持ちにより添った親身な対応に努めます。

また、解決が困難な相談や解決に時間を要する相談であっても粘り強く継続相談にあたり、学校及び警察、児童相談所といった関係機関・団体等との情報共有や連携を活かすことで、解決に努めてまいります。

ほかにも、広報等を通じて、相談窓口の存在を広く市民の皆様にお知らせし、相談の裾野を広げてまいります。

4つめは、「社会環境の浄化」です。

社会環境浄化一斉調査の結果を基に、青少年に対する配慮が不足している店舗への再調査を行い、対応の不足が確認された場合は、事業主等に対し是正に向けた協力を依頼してまいります。また、地域社会と連携しながら、有害図書類等を収納する自動販売機の撤去に向けた活動の推進にも取り組んでまいります。

5つめは、「啓発活動等の推進」です。

あいさつによる心の触れ合いを通じて青少年の健全な育成を図るべく、継続的に「さわやか八戸あいさつ運動」に取り組んでまいります。

また、広報紙「かがみ」の発行を通して、青少年の健全育成に向けた社会の気運を醸成していくほか、関係機関・団体等が主催する研修会や懇談会に積極的に参加することで、大きな枠組みでの連携強化に努めてまいります。

令和5年度における八戸市少年相談センター活動方針についての説明は以上となります。

(議長)

ありがとうございました。八戸市少年相談センターの活動方針について、巡回指導の実施要領の変更等に伴い、用語を修正して、新たな活動方針としたいということの説明していただきました。

本件について、何か質問等、ございますか。よろしいでしょうか。それでは、協議の(2)、「令和5年度八戸市少年相談センター活動方針について」に対し、御異議等なければ、原案どおり決定したいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

(出席委員)

はい。

(議長)

それでは、協議(2)につきましては原案どおり決定することといたします。

続いて、協議の(3)、令和5年度八戸市少年相談センター事業計画について事務局から説明願います。

(事務局：副所長)

それでは、再び私から御説明させていただきます。資料5を御覧ください。この資料は、令和5年度における八戸市少年相談センターの事業計画を表したものとなっております。各事業計画につきましては、先に御説明した活動方針における、5つの活動重点に則して立案しております。

まず、巡回指導につきましては、先ほど説明しましたとおり、新しい巡回方法により、巡回を行っていきたいと思います。

また、令和5年度より、各種祭事等が再開されておりますので、同祭事に合わせて、特別巡回を実施したいと思います。

次に、少年相談につきましては、昨年度同様通年で受け付けますが、相談を受け付ける際は相談者の気持ちにより添い親身に対応するとともに、解決が困難な相談や解決に時間を要する相談であっても粘り強く継続相談にあたり、解決に導くよう、努めてまいります。

関係機関及び団体が開催する研修会等への出席につきましては、これまで同様、少年の健全育成に資する情報の吸い上げや連携の強化を目的に積極的に参加し、それを当センターの活動に反映させることで成果につなげてまいります。

以上で、協議の(3)、令和5年度八戸市少年相談センター事業計画についての説明を終えさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。協議の(3)の事務局からの説明に対し、何か質問等ございますか。

それでは、協議の(3)、「令和5年度八戸市少年相談センター事業計画について」に対し、御異議等なければ、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(出席委員)

はい。

(議長)

それでは、協議(3)につきましては、原案どおり決定することといたします。最後に「その他、八戸市少年相談センターの運営に関すること」となりますが、本日お集まりの皆様は、青少年の健全育成に日々尽力されている方々でもありますので、この機会に日頃感じられていること、気に掛かっていることなど、お一人ずつ御発言いただければと思います。

それでは、細越様から、順次席順にお願いします。

(細越委員)

八戸児童相談所の細越と申します。児童相談所は18歳未満のお子さんの相談は、なんでも受ける機関であります。最近では児童虐待の相談の対応が主な仕事となっております。一方で非行相談の件数は15件程度と少なくなりつつありますが、SNSで知り合った県外の男性を頼りに家出するとか、振られた腹いせに女の子の写真をばらまこうとする男性とのトラブルなど、そういう相談が寄せられるようになっておりまして、SNSがお子さんの間に広まっていることを実感しています。そういうお子さんの対応をする上で、ここに出席されている皆さんの御協力を仰ぐこともあるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

(議長)

はい。では、工藤委員、どうぞ。

(工藤委員)

八戸地区少年警察ボランティア連絡会の工藤です。先ほど巡回指導の話の中で、子どもたちのあいさつのお話がありましたが、私たち少年警察ボランティアも巡回すると子どもたちがあいさつを返してくれるようになっています。私の地区には吹上小学校や第一中学校があり、子どもたちもあいさつが良くなってきているので、落ち着いているのだと思います。

私たちが巡回している中で、一番困るのが、カラオケ店を巡回した場合に個

室内の中が見えないという点です。ガラスにシートが貼っているため、中が見えず、どのように指導すれば良いか分からないのです。先日、テレビでカラオケ店を使って振り込め詐欺のような詐欺の電話をかけるということを取り扱っていたと聞いたこともありますし、子どもたちが中で何をやっているのか不安です。一応、巡回の時はドアのところを青色のライトで照らして注意喚起しています。

それと、小学生のリトルJUMPチーム、中学生・高校生のJUMPチーム、大学生なども参加するpicotというチームが、この会議に参加されている皆さんと共に一生懸命、学校で活動してくれています。万引きなどは若干増加傾向にありますが、そのほかの犯罪等はほとんど減少するなどの効果が出ています。子どもたちは学校のほか、ショッピングセンター等でも私たち警察ボランティアや防犯協会、交通指導隊の方々と広報活動を行っています。最近はずいぶん親の方に、なるべく子どもを守るようにということで広報するように心がけています。

最近では、巡回していても、悪いことをしている子どもを見かけることはほとんどありません。携帯電話やインターネットが普及し、大人が巡回を始めると、子どもたちが連絡しあって避けているのかもしれませんが、街を巡回しても、子どもがいないようなところを指導員が歩いているような状態です。ただ、警察の方の話だと、深夜はいかいなどで補導される少年はいるとのことなので、どこかで連絡を取り合っているのかなとは思っています。

SNSや携帯電話はこの先必要なものなので、規則をつけるのは難しいとは思いますが、色々なイベントなどを通して啓蒙活動を続けたいと思います。

(議長)

事務局の方で、カラオケ店の中が見えないということについては、どのような対策をとっていますか。

(事務局：副所長)

昨年、工藤委員からもそういった話がありましたので、カラオケ店に行き確認してみましたが、確かに個室の中を外から確認できる場所はほとんどなかったという印象です。正当な営業形態で営業している以上は、店員さんに理解を求めて、店側の協力を仰ぎ、つつがない話がきける関係性を築くしかないと思います。

(議長)

分かりました。では、高橋委員、どうぞ。

(高橋委員)

八戸地区保護司会の会長をしております、高橋と申します。よろしく申し上げます。私たちはご存じのように、罪を犯して社会の更生を目指す人たちを支援するという活動とともに、子どもたちが事件事故に巻き込まれないよう、未然に子どもたちの指導もしていこうという運動、大きく言うと、社会を明るくする運動もしています。特に、小学校・中学校に対しては、保護司の学区連絡委員という担当の者がいます。私は大館地区を担当していますが、大館地区に

は小・中学校が1校ずつあり、今一番問題になっている問題、例えば小学校の場合は、テレビゲームやSNS、不適切サイトにつながる事例があった場合は保護司も入って子どもたちと色々な勉強会をしています。また、中学校の場合は各中学校区を中心に、覚醒剤などがどういう形で身近に入ってきてしまうのかという勉強会も開いてきました。ただ、コロナ禍でここ3年間、こういった活動はできませんでした。段々、コロナが落ち着いてきているので、今年度は少しずつ各学校と連携しながら、子どもたちと事前に事件事故を防いでいくような活動をしていきたいなと考えています。小学校・中学校の先生方には、保護司会の連絡委員の方が訪問した際は、よろしくお願いします。また、広く市民の皆様呼びかけをしようということで、7月1日午前10時ころから、社会を明るくする運動の呼びかけをすることを計画していますので、ご協力をよろしくお願いします。光星学院高校を始めとした高校生も参加する予定です。

(議長)

はい、ありがとうございます。若松委員お願いします。

(若松議員)

八戸市青少年生活指導協議会の若松です。私どもの協議会は、主として4つの推進事業に取り組んでおります。1つめは健全な家庭作り推進事業、2つめは青少年の社会参加推進事業、3つめは社会環境浄化推進事業、4つめは地域活動推進事業となっています。

令和4年度は、八戸市21地区のうち14地区で推進しました。内訳として、は地域活動推進事業を12地区、社会環境浄化活動が2地区となります。残り7地区はコロナ関係で活動できませんでした。令和5年度は全地区で推進していきたいと思えます。

(議長)

はい、ありがとうございます。田嶋委員お願いします。

(田嶋委員)

三八地区高等学校生徒指導部会を担当しております部会長の田嶋です。

三八地区の高校の先生方で、昨日も役員会を開いたところではありましたが、年間の高校の教員による巡回指導計画を立てて、取りまとめたところでした。

あと、教員の指導力向上というところで、警察の方に情報提供していただいたり、県の教育委員会から講師の先生を派遣していただいて教員の研修を年間の中で行い、指導力向上につなげています。

今回は基本方針のところで「非行少年」の文言を「少年等」に修正したということですが、実際、相談内容を見ても、いじめだったり不登校が増加したりしているため、そういった修正をしているのは大変ありがたいことだなと感じているところです。

地域的な差もあって一概には言えないですが、令和3年度まではいじめの件数が減少傾向だったのが、令和4年度から増加に転じているという統計も出ているようでして、また違う局面に入ったのかなと個人的に予想しています。

そうした場合にいじめの相談があった場合は、本人から聞き取りを丁寧に行

って環境に問題があれば環境の改善につながる指導をしていくことが必要になるケースはもちろんあるわけですが、それと並行して、相談があった子どもの専門的なカウンセリングが必要になるケースに対して、どのように関わっていくかということが課題としてはあります。

それは本人や保護者が望んだりすればいいのですが、そうでなければ個人のレベルで専門的な機関を訪問することにはならない。

学校と判断して総合的なカウンセリングをうける必要があるのであれば、保護者の理解を得るといふ部分では難しいところがあるかもしれないので、スクールカウンセラーの利用の範囲で頻度が少ないなと思ったときに、どういうふうな関わりをしていくか、課題として想定しています。以上です。

(議長)

ありがとうございます。小笠原委員お願いします。

(小笠原委員)

小学校長会の代表としてきました、南郷小学校の小笠原といいます。

小学校ではコロナになってから、児童が家からあまり出ないということで、外での事案は減ってきているのですが、家でのネットを使用したいじめやそれを元にした不登校、頭が痛いといった比較的軽度の体調不良で家庭が児童を休ませることが多くなっている傾向があり、それらの対応をしていかなければいけない現状となっています。

それと、児童がネットでオンラインゲームをやっているのですが、ゲーム内での仲間外れや誹謗中傷事案も発生しています。

各学校でもそういった事案の解決や予防に向けて取り組みをしていかないといけないのですが、家庭の協力が得られるところと得られないところがあり、対応に苦慮しているところです。

例えば、学校から家庭に「ノーメディアデイ」を呼びかけても、保護者から「仕事で疲れているのに、なぜテレビを見られないんだ」「ゲームをしたい」などと言われてしまい、子どもたちは我慢しているのに、保護者はゲームをしているといったように、家庭の協力が得られないケースもあります。

こういう目的を達成するために、こうしなければいけないということを丁寧に家庭に広報しないと、なかなか協力が得られなくなっています。

だんだんコロナも明けてきたので、それも踏まえながら取り組んでいる最中です。以上です。

(議長)

はい、ありがとうございました。松森委員お願いします。

(松森委員)

少年指導員の松森と申します。

私は自分の地区を月1回巡回しております。子どもたちに声をかけています。

声をかけられた子どもたちは気さくに応えてくれて、学校のことや部活のことなど、色々な話をしてくれます。

私は蕪島やその周辺の公衆トイレも巡回しています。その際、観光客や年配

の方に声を掛けており、そういった方々は色々な話をしてくれるので大変ありがたく思っております。

それ以外にも、しょんぼりと座っている年配の方もおり、そういう方には気さくに声をかけて話を聴いてあげたりもしています。

子どもたちだけでなく年配にも声を掛けた活動をしており、これからもこうした活動を続けていきたいと思っています。

(議長)

はい、ありがとうございました。

せっくなので、何か質問をしたい方はありますか。

(若松委員)

はい、小中高の先生方からお聞きしたいと思います。

コロナがおさまってきました。コロナ禍前のような修学旅行や行事のやり方に戻っていくと考えてよろしいでしょうか。

(議長)

はい、中学校としましては、体育祭などは例年どおり開催しますが、全体的に午前中に終わらせるなどスリム化されてきています。また、熱中症対策のため、時期をずらして実施するなどしていくこともあると思います。文化祭については、学校によっては感染症対策のため、販売を止めるところもあります。

修学旅行は例年通り開催するところが増えていますが、新型コロナウイルス感染症も軽視できず、簡単に元通りにできるものではないと思います。

こういった点も踏まえながら、各学校で慎重に判断している状況です。

それから、コロナ禍の影響で、八戸市の保護を受ける保護者の数が増えてきている状況が見られます。そうするとPTA活動にも足が向かないのが現状です。こうした状況の中で、逆に地域が行う祭りや運動会は復活してきています。ただ、十何年も運営している方たちも高齢化が進み、各学校にテントの設営や線引き、土日に放送器具の準備をお願いしてきたりしています。

こういった状況のため、今PTA会長と話をしているのは、コロナ禍で余計なものを削って改良したものを、再度また元通りにしてあれもこれもやると疲弊してしまうので、スリム化してより良いものを作り上げていこうということで進めています。

高校の方はどうでしょうか。

(田嶋委員)

はい。高等学校の方は、学校行事や活動などはコロナ禍前の形に戻ってきている方向にあります。3、4年、生徒向けの講演や教員向けの研修で外部人材を活用するということがないままここまで来て、去年までの統計でもここが少なくて研修の機会がなかったことが分かったので、今年度からはこういう面も含めて、従来 of 形に戻している状況です。

個別のところでは発熱症状があれば、その生徒に活動に参加しないようにという程度の指導に留まっています。

(議長)

はい、それでは小学校お願いします。

(小笠原委員)

はい。小学校も中学校と近い対応となっており、コロナ禍前からスリム化しているものが多いかなと思います。特に運動会は午前中で終わる学校が増えてきています。前までは地域の種目を入れていた学校でも午前中で終わって、児童だけでなく保護者も熱中症も含めて休んでいただきたいということや、学校の負担も減ってくるという理由もあります。また、保護者からアンケートをとっても、概ね9割以上は、今の形でいいのではないかという結果になっています。

ただ、修学旅行に関しては予定通り、元の形に戻っています。

他のことについては検討しながら、従来通り学習発表会とかは開催しています。PTAのバザーに関しては飲食が伴います。昨年開催した学校は、飲食物はその場で食べないで引き換えだけしてゲームをやって楽しませるという方法をとっていました。今年度はコロナが落ち着いているので、若干、元に戻して開催する学校もあるかもしれませんが、従来どおりにすべてが元通りになるということはないと思います。

あと余談ですが、スポーツ活動についても、この間、県の高校総体からコロナ対策が撤廃されたことで、誰もが会場に入ることができるようになった結果、凄い人数の観客がきていました。これからは中学校も観客を入れてスポーツ活動を行っていくのかもしれませんが。

(議長)

ありがとうございました。

他に何か質問や意見のある方はいますか。

(工藤委員)

はい。

学校現場で、児童生徒にタブレットを配布して利用しているようですが、知人から聞いた話で、児童生徒が夜遅くまで動画の視聴等で使っているとのことでした。そういったタブレットを使うことで、日中、夜更かしをするなど様々な問題が起こっているとのことですが、中学校ではどのように指導していますか。

(議長)

はい、やはり学校によりけりで、タブレットを持ち帰らせている学校と、必要な時に持ち帰らせている学校があります。持ち帰らせた時は、家庭内のルールを作って守ってもらうことが必要で、その使い方も含め、持たせています。

一概に、問題が発生するから持ち帰らせないとすると、タブレットを配布した主旨が変わってくるという状況でもあります。

ただ、インターネットやYouTubeを自由に見られないようにする設定もあると思うので、教育委員会と話し合いながら進めていければと思います。

また、クラスルームというアプリもあるのですが、学校でつないだまま家に持ち帰り、自宅でアプリを開いて生徒同士がやりとりしてしまうという問題も発生しかねないので、学校の先生も責任を持って対応しているところです。石



田先生、このあたりはどうでしょうか。

(司会)

はい。

タブレットの使い方については、すべてセキュリティをかけてしまうと授業や学習面で使い勝手が悪くなってしまうので、双方の利点があるので、使い方の指導は難しいと感じています。

(議長)

はい。ありがとうございます。

工藤委員、よろしいでしょうか。

それでは最後に中学校長会として、私から話したいと思います。

先ほども話をしましたが、やはり、家庭のトラブルや父の無関心さといった親子関係の悪さが、子どもに悪影響を及ぼしているというのがあるようです。

また、SNS に関しても、小学校からあったトラブルを解決できないまま中学校に上がり、春休み中にトラブルが過熱してしまうケースが、特に女子に多い傾向があります。また、男子はゲームにのめりこみやすく、自分で止められないといった傾向もあります。特別支援の生徒は特にこのゲーム依存の傾向が多いように思います。

中体連の話ですが、今回は観客の参加は自由にするということなので、生徒らに対しては、マスク等で観戦予防対策をとるように指導しています。

今日もニュースで出ていましたが、コロナ感染者が増えている傾向があるということなので、気を付けなければいけないなと思っています。

そして最後に、今、色々なものが復活していて、最近話題に挙がっていたのは、三嶋神社のお祭りはどうなるのか、巡回指導は先生も参加するのか、地域がやるのか、テントは張る必要があるのか、など色々な話が出ていて、その対応の仕方に苦慮しています。以前は中高の生徒指導の先生方も出払って、夜中9時ころまで見回りをしていましたが、今はもうそんな時代ではないということになれば、保護者の責任についても考えていかなければいけません。

巡回をおろそかにすると、他校の生徒と関係をもったり、トラブルも増えることが懸念され、この点は今後、家庭の力に頼らなければいけないと考えています。

私からは以上です。

それでは、以上をもちまして、上程された協議は、全て終了いたしました。それでは、これを持ちまして議長の任を終えさせていただきます。

皆様、御協力ありがとうございました。

(司会)

横濱様、ありがとうございました。

本日は、委員の皆様御多用のところ、このように御参集いただいた上、貴重な御意見を賜りましたことに対し、深く御礼申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

～以 上～